

議員定数・議員報酬等に関する日本共産党岡山県議会議員団の提案

議員定数についてこれまで「勝田郡選挙区（現定数1）を津山市・苫田郡選挙区（現定数4）へ合区し定数を4にする（1減）。他の選挙区については現状維持」と述べてきましたが、自民党案がまとまったことを受け、これまでいただいた住民の声も参考に再検討した結果、以下の結論に達しました。

（1）議員定数を「3増1減」し、総定数を58とする

- ・勝田郡選挙区（現定数1）を津山市・苫田郡選挙区（現定数4）へ合区し、定数を4にする（1減）
- ・赤磐市選挙区（現定数1）、真庭市・真庭郡選挙区（現定数1）、浅口市・浅口郡選挙区（現定数1）の定数を2にする（3増）

（見直しにあたっての考え方）

- ①地方議会と議員の仕事は、住民の声を行政施策に反映させることである。したがって、議員の定数は、「住民のなかにある多様な意見や要求が正しく議会に反映されるにはどれくらいの規模が必要か」ということを基本にする。
- ②定数削減を前提にした見直しは、住民の声を議会に反映する道を閉ざすことになり問題である。
- ③選挙区間の「1票の格差」を縮小する。

（2）議員の報酬、政務活動費、海外旅費を削減する

- ・議員の報酬は「10%削減」を継続する＝5,670万円の節減
- ・政務活動費は全領収書の公表を義務付けるとともに支給総額を半減する＝1億1,760万円の節減
- ・議員の海外旅費はゼロにする＝7,600万円の節減
- ・合計で
2億5,000万（56人ベース）－4,000万（2人増）
＝2億1,000万の節減

（見直しにあたっての考え方）

一般的に、「身を削る改革」として議員定数が削減される傾向にあります。しかし、これには住民の多用な声を議会から締め出すという弊害をともしません。岡山県議会においては、議員に係る経費を縮減する余地があり、これに最優先でとりくむべきと考えます。

以上